

発行登録目論見書 株式売出目論見書

平成26年 1 月



三菱自動車工業株式会社

発行登録目論見書

平成26年 1 月



三菱自動車工業株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする募集に係る発行予定額2,100億円の株式の発行登録については、当社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により発行登録書を平成25年11月6日に関東財務局長に提出し、平成25年11月22日にその効力が生じております。なお、当社は同法第23条の4の規定により訂正発行登録書を平成25年11月13日、平成25年12月26日及び平成26年1月7日に提出しております。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年1月8日から、発行価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成26年1月22日から平成26年1月24日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記有価証券届出書及びその訂正届出書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された第三者割当による新株式発行に関し、また上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された海外市場における株式の募集に関し、それぞれ提出されるものです。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受手数料をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.mitsubishi-motors.com/publish/ir_jp/irnews/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に発行登録書の記載内容について訂正が行われ又は株式売出目論見書（株式売出目論見書の訂正事項分を含む。）の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。

発行登録目論見書

発行価格 未定

三菱自動車工業株式会社

東京都港区芝五丁目33番8号

会社概要

(平成25年9月30日現在)

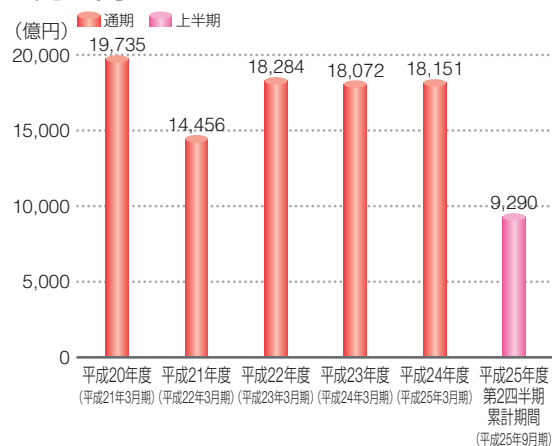
会 社 名 三菱自動車工業株式会社
本 社 東京都港区芝五丁目33番8号
代 表 者 取締役社長 益子 修
設 立 昭和45年4月22日
従 業 員 数 連結：30,417名 単独：12,887名
資 本 金 165,701,243,103円

企業理念

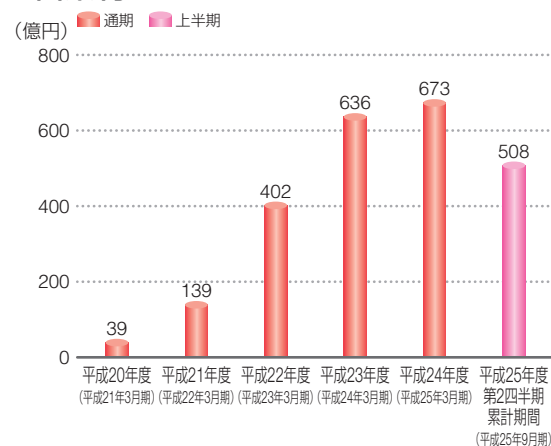
大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、
こだわりをもって、提供し続けます。

主要な経営指標の推移

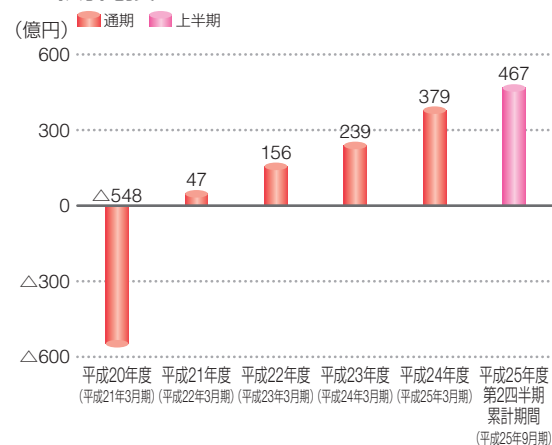
売上高



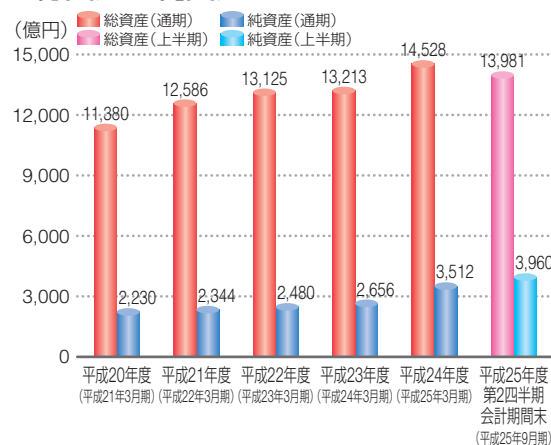
営業利益



当期純損益



総資産／純資産



グローバル・ネットワーク

(平成25年11月30日現在)

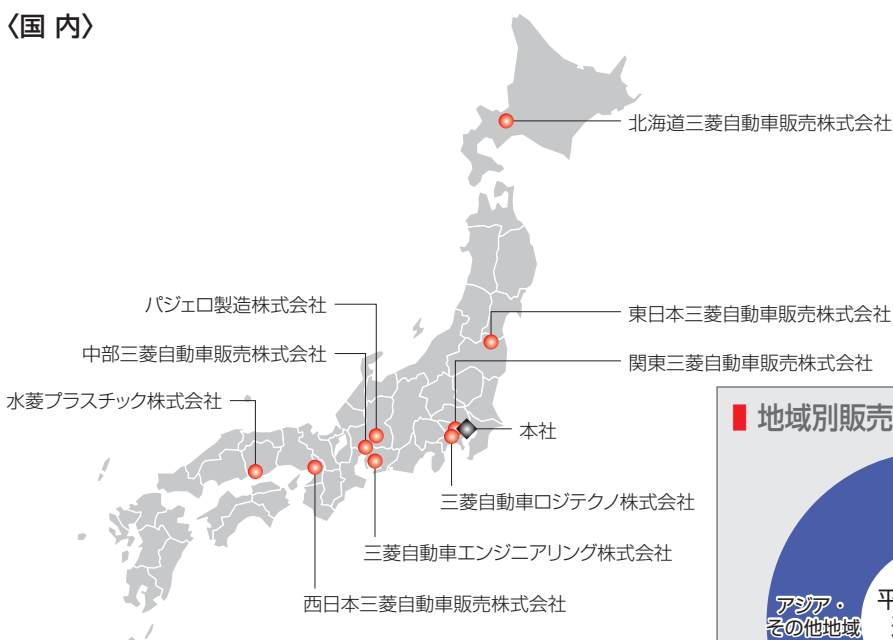
● 連結子会社

〈海外〉

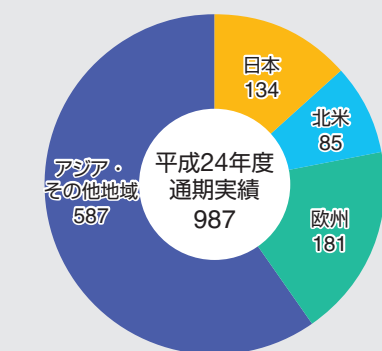


※その他海外連結子会社23社

〈国内〉



■ 地域別販売台数 (単位: 千台・平成24年度)



主要な商品ラインナップ

プラグインハイブリッドEV (PHEV) / 電気自動車 (EV)



アウトランダーPHEV



i-MiEV

SUV・クロスオーバー



アウトランダー



RVR



パジェロ

ミニバン



デリカD:5

ピックアップトラック・SUV (タイ生産・海外専用モデル)



トライトン



パジェロスポーツ

※当社グループ全世界の売上の大半を占める

セダン



ギャラン フォルティス

コンパクトカー (タイ生産)



ミラージュ

軽自動車



eKワゴン



eKスペース (平成26年初頭販売予定)

戦略商品：ピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種※

中期経営計画『ニューステージ2016』

■『ニューステージ2016』の5つの基本方針

「新たな成長ステージへ」

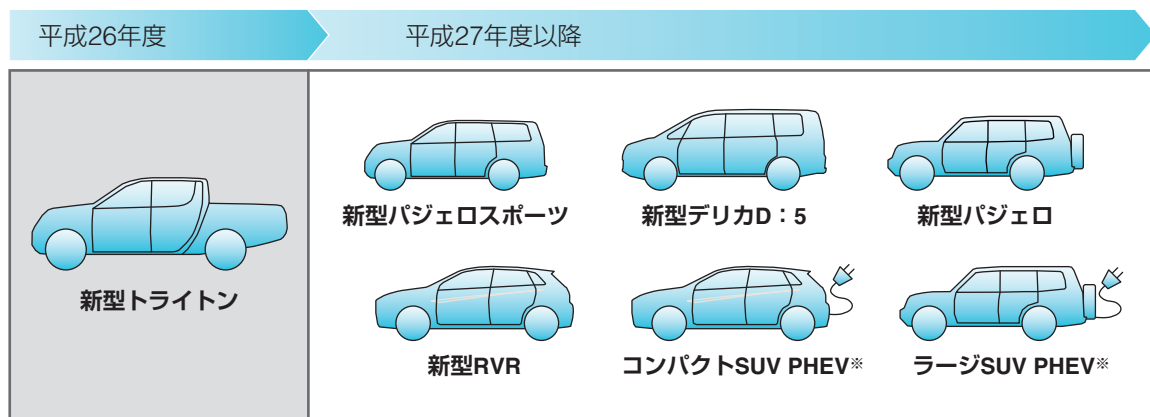


■『ニューステージ2016』の6つの諸施策

1. 戦略商品投入による売上高の増大

- 平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入する計画であり、それ以降、戦略商品・技術を順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定です。

戦略商品投入のロードマップ



※PHEVはプラグインハイブリッド電気自動車の略称

2. 次世代技術開発の推進

@earth
TECHNOLOGY

環境への
貢献

- 次世代EV技術の開発
- 次世代PHEV技術の開発
- 電動車両生産比率の向上

走る喜び

- 次世代エンジンの開発
- 車両運動統合制御システム『S-AWC』の進化

確かな
安心

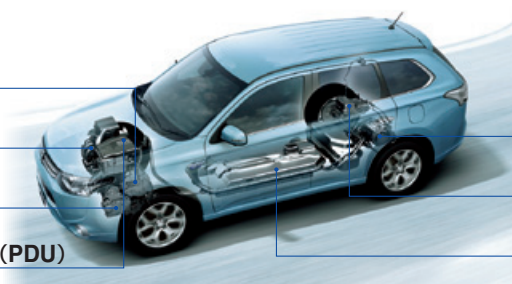
- 先進予防安全技術『e-Assist』の進化、拡大
- コネクティッドカー技術の開発

フロントモーター

エンジン

ジェネレーター

パワードライブユニット(PDU)



リヤモーター

モーターコントロールユニット(MCU)

駆動用バッテリー

3. 地域戦略の深掘り

新興国事業の強化

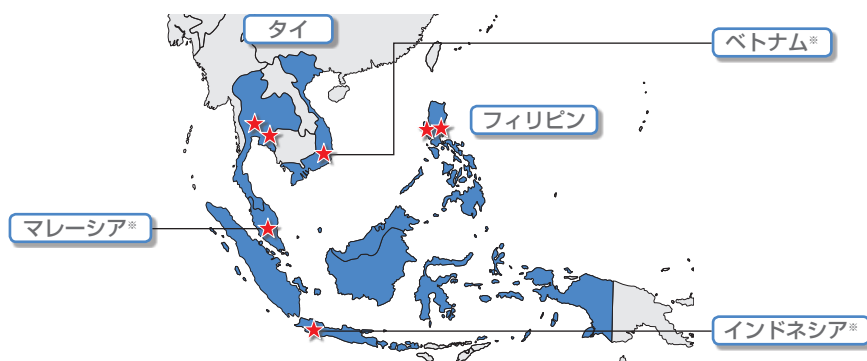
- 新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化
- アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進

地域戦略
深掘り

成熟国事業の構造改革

- 成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速

アセアン市場生産拠点

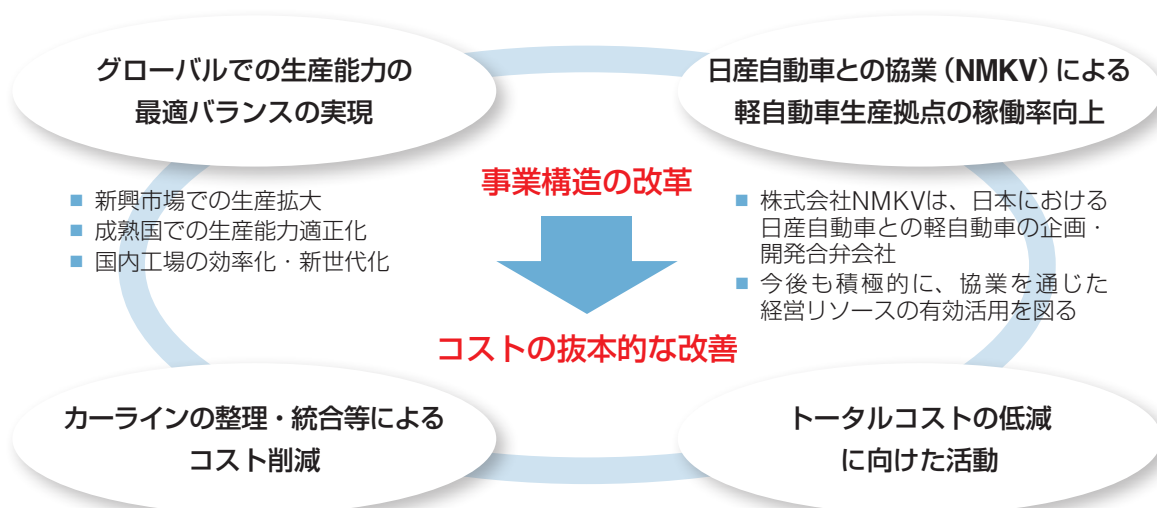


★ 生産拠点

※現地パートナーまたは製造委託先にて生産

(平成25年11月30日現在)

4. 事業構造の改革



5. 安定した経営基盤の確保

積極的な設備投資と研究開発

- 更なる新興市場での体制強化
- 商品力を高めるための先行研究
- 環境対応などの先端技術開発

他自動車メーカーとの協業

- 収益機会の追求
- 経営リソースの有効活用

6. 品質改革への取り組み

当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指す

『三菱自動車 資本再構築プラン』

- 当社は、平成25年11月6日に、「三菱自動車 資本再構築プラン」を発表しました。本プランに基づいて、公募増資及びこれに付随する第三者割当増資（以下併せて本増資）による調達資金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価額で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を図ります。

資本再構築プランの内容

- ① 本増資の実施
- ② 資本金等の額の減少（本増資で増加する資本金・資本準備金の額と同額）
- ③ ②の額を超えない範囲で、取得可能な最大数の優先株式を取得
- ④ 三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行（株主3社）のサポート継続

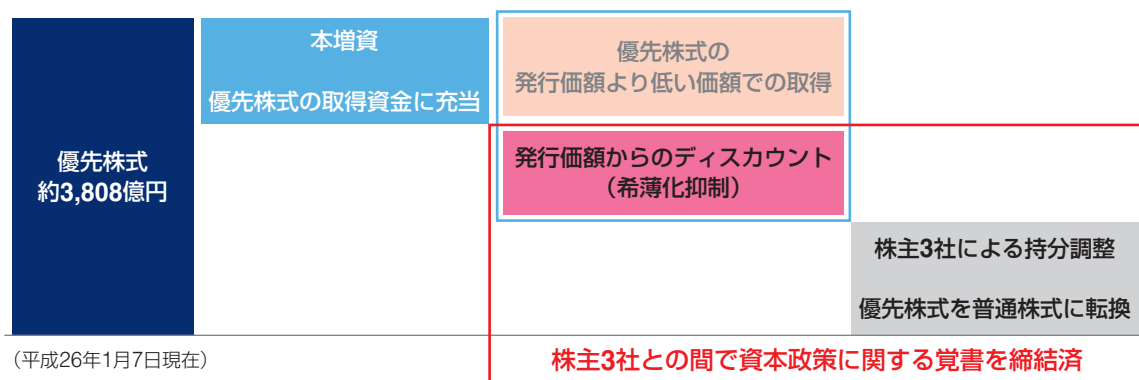
優先株式の
全量処理

希薄化の
不確実性払拭

株主3社の
サポート継続

株主還元策の
実施

■ 優先株式の全量処理のイメージ図*



※上図の面積は、金額を表したものではありません。

■ 希薄化の不確実性払拭

希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたとした場合）は約12.42億株ですが、本プランの実施により、これを最大10.04億株にまで減少させることが出来る見込みです。

■ 株主3社のサポート継続

株主3社は普通株式を対価とする優先株式の取得請求権を行使し、総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業株式会社は当社を引続き持分法適用関連会社とする予定です。

■ 株主還元策の実施

本プランに基づく上記施策を実施することにより、普通株式の復配を実現、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指します。

安定配当

バランス配分

成長投資拡大

目 次

頁

【表紙】

(株価情報等)

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
1 【新規発行株式】	3
2 【株式募集の方法及び条件】	4
3 【株式の引受け】	6
4 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【参照情報】	12
第1 【参照書類】	12
第2 【参照書類の補完情報】	13
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	19
第三部 【保証会社等の情報】	20
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	21
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	22

【表紙】

【発行登録番号】	25－関東190
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月 6 日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番 8 号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 － 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番 8 号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 － 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成25年11月22日）から 1 年を経過する日（平成26年11月21日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額2,100億円
【安定操作に関する事項】	1 本発行登録の対象とした株式の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	平成25年11月6日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年11月22日
【発行登録書の有効期限】	平成26年11月21日
【発行登録番号】	25-関東190
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額2,100億円
【発行可能額】	2,100億円
【効力停止期間】	該当事項なし。
【提出理由】	四半期報告書（事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日））を平成25年11月13日に関東財務局長へ提出したことにより、当該書類を平成25年11月6日に提出した発行登録書の参照書類とするため。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月26日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	平成25年11月6日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年11月22日
【発行登録書の有効期限】	平成26年11月21日
【発行登録番号】	25-関東190
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額2,100億円
【発行可能額】	2,100億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年12月26日（提出日）である。
【提出理由】	以下の書類を平成25年12月26日に関東財務局長へ提出したことにより、当該書類を平成25年11月6日に提出した発行登録書の参照書類とするため。 ① 有価証券報告書（事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日））の訂正報告書 ② 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

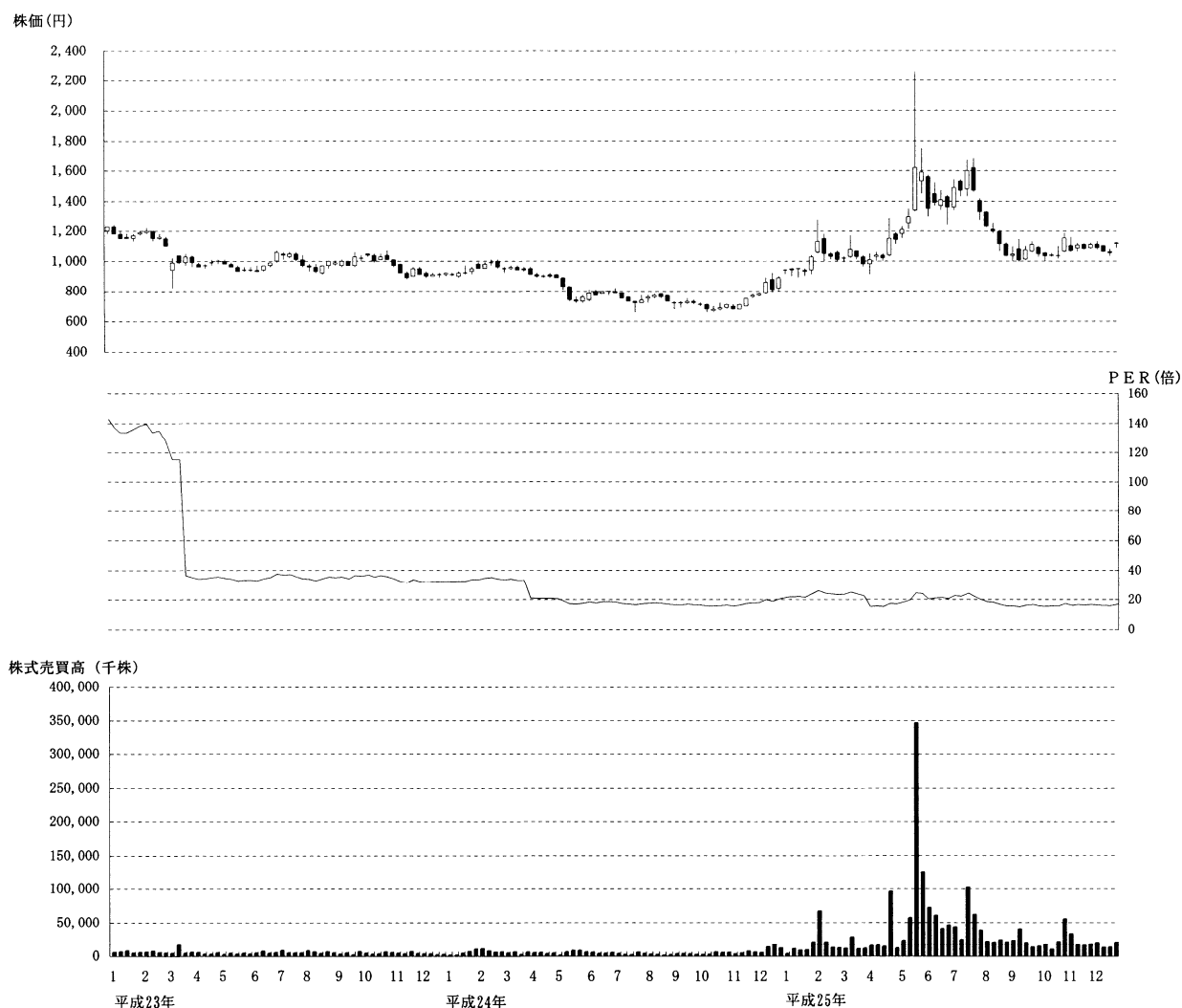
【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月 7 日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番 8 号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番 8 号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	平成25年11月 6 日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年11月22日
【発行登録書の有効期限】	平成26年11月21日
【発行登録番号】	25－関東190
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額2,100億円
【発行可能額】	2,100億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年 1 月 7 日（提出日）である。
【提出理由】	本訂正発行登録書は、発行登録書につき、一定の記載事項を追加するため、及び参照書類を追加するため提出されるものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年1月4日から平成25年12月27日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は、平成25年7月31日を基準日とし、平成25年8月1日を効力発生日として、普通株式につき10株を1株の割合で併合する株式併合を行っておりますので、株価、P E R及び株式売買高(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式併合を考慮したものとしております。
- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式併合の権利落ち前の株価については、当該株価に10を乗じて得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・週末の終値については、当該株式併合の権利落ち前は当該終値に10を乗じて得た数値を週末の終値としております。

- ・ 1株当たりの当期純利益は、以下の値を使用しております。

平成23年1月4日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成25年4月1日から平成25年12月27日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

- 4 株式売買高について、当該株式併合の権利落ち前は当該株式売買高を10で除して得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月7日から平成25年12月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者） の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割合 （％）
三菱重工業株式会社	平成25年11月6日	平成25年11月13日	変更報告書 (注) 1、2	94,452,562	15.15
株式会社田町ビル				998,000	0.16
三菱商事株式会社				87,253,220	14.00
株式会社三菱東京UFJ銀行				30,488,709	4.89
三菱UFJ信託銀行株式会社				21,861,421	3.51
三菱UFJ投信株式会社				1,246,500	0.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				1,702,272	0.27

(注) 1 三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。

- 2 当該変更報告書は、共同保有者の増加により提出されたものであります。

- 3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	157,500,000株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年1月7日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、平成26年1月7日(火)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の発行株式総数217,750,000株の一部をなすものであります。本募集(以下「国内一般募集」という。)とは別に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

なお、公募による新株式発行に際しては、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)157,500,000株及び海外募集株数60,250,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数52,500,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数7,750,000株)を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成26年1月22日(水)から平成26年1月24日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。

海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 海外市場における当社普通株式の募集について」をご参照下さい。

- 3 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は公募による新株式発行とは別に、平成26年1月7日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式23,250,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

- 5 国内一般募集及び海外募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 6 当社は、普通株式のほかに各種優先株式についての定めを定款に定めておりますが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、各種優先株式は1株としています。

また、議決権については、普通株式は議決権を有しますが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしています。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	157,500,000株	165,964,050,000	82,982,025,000
計（総発行株式）	157,500,000株	165,964,050,000	82,982,025,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- なお、当社は、平成25年12月26日（木）開催の取締役会において、公募（国内一般募集及び海外募集）による新株式発行の払込期日と同日付にて、当該新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議しております。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年12月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1	100株	自 平成26年1月27日(月) 至 平成26年1月28日(火) (注) 2	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成26年1月31日(金) (注) 2

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年1月22日（水）から平成26年1月24日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、発行価格（会社法上の払込金額であり、以下同じ。）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、売価、引受人の引受株式数及び引受手数料をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売価額の総額をいう。以下同じ。）について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 http://www.mitsubishi-motors.com/publish/ir_jp/irnews/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に発行登録書の記載内容について訂正が行われ又は株式売出目論見書（株式売出目論見書の訂正事項分を含む。）の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年1月16日（木）から平成26年1月24日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年1月22日（水）から平成26年1月24日（金）までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成26年1月22日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年1月23日（木）至 平成26年1月24日（金）」、払込期日は「平成26年1月29日（水）」
- ② 発行価格等決定日が平成26年1月23日（木）の場合、申込期間は「自 平成26年1月24日（金）至 平成26年1月27日（月）」、払込期日は「平成26年1月30日（木）」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年1月24日（金）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

3 国内一般募集の共同主幹事会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野

村證券株式会社が共同で行いますが、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行います。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成26年1月22日（水）の場合、受渡期日は「平成26年1月30日（木）」
 - ② 発行価格等決定日が平成26年1月23日（木）の場合、受渡期日は「平成26年1月31日（金）」
 - ③ 発行価格等決定日が平成26年1月24日（金）の場合、受渡期日は「平成26年2月3日（月）」
- となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（３）【申込取扱場所】

後記「３ 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

３【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	未定	1 買取引受けによりま す。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		2 引受人は新株式払込金 として、払込期日に払 込取扱場所へ発行価格 と同額を払込むことと いたします。
メリルリンチ日本証券株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		3 引受手数料は発行価格 等決定日に決定されま す。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
計	—	157,500,000株	—

（注） 引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
165,964,050,000	7,814,000,000	158,150,050,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年12月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額158,150,050,000円については、国内一般募集と同日付をもって取締役会で決議された海外募集の手取概算額上限60,138,835,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限23,345,455,000円と合わせ、手取概算額合計上限241,634,340,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金は、自動車生産設備に係わる設備投資として主に名古屋製作所及び水島製作所で製造する新型車対応に係わる設備投資資金、合理化投資資金及び維持更新投資資金並びに自動車開発研究設備に係わる設備投資として主に技術センターにおける全世界で生産を行う新型車研究設備投資資金等に充当する予定であります。

上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額は、本訂正発行登録書提出時点における概算額であり、実際の充当額は結果としてこれと異なる可能性があります。すなわち、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 「対処すべき課題」 (2)「三菱自動車 資本再構築プラン」について ③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」及び同「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載のとおり、当社は、本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の取得を行う予定ですが、これとともに、株主3社は、本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業株式会社は当社を引き続き持分法適用関連会社とするように、株主3社の直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について、転換価額その他当社定款に基づく優先株式の所定の条件に従い普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得する予定であり、それら取得請求権行使の対象となる優先株式は、当社による優先株式の取得の対象から除かれることから、当社による取得対象となるのは、それら取得請求権行使の対象となる優先株式以外の優先株式となります。当社による取得対象となる優先株式の種類及び数は、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資における最終的な発行数及び払込金額の総額の合計額、取得請求権の転換価額並びに株主3社がそれぞれ有する優先株式のうち取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数（株式譲渡及び匿名組合出資の後に取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数を含みます。）等によって変動するため、実際に優先株式の取得資金として充当する金額もこれらにより影響を受けます。

なお、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書（事業年度 平成24年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の当社グループの設備投資計画のうち、上記の設備投資に関する計画は、本訂正発行登録書提出日（平成26年1月7日）現在以下のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名	セグメントの名称	設備投資の内容	投資予定額 (百万円)	設備投資の実施 予定時期	資金調達方法
当社	自動車	自動車生産設備 他	82,742	平成26年1月 ～ 平成28年3月	自己資金、借入金 及び増資資金等
		自動車開発研究設備 他	15,838	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
		自動車販売拠点設備 他	4,573	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
		その他	11,646	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
	計		114,799		

（注）上記金額は消費税等を含まない。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における当社普通株式の募集について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）が、Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International及びNomura International plcを共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われます。また、当社は海外引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

公募による新株式発行の発行株式総数は217,750,000株であり、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）157,500,000株及び海外募集株数60,250,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数52,500,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数7,750,000株）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

なお、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターはモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。

また、海外募集にあたり、海外の投資家向けには英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社の優先株式を保有し当社普通株主である、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「ロックアップ対象株主」という。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該締結日から起算して365日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の売付等及び当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使（ただし、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補充情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」記載の「三菱自動車 資本再構築プラン」に従いロックアップ対象株主により行われる当社優先株式に付された取得請求権の行使、当社優先株式の譲渡及び当社優先株式を出資財産とする匿名組合出資、オーバーアロットメントによる売出しに充てるためにロックアップ対象株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し行われる当社普通株式の貸付、ロックアップ対象株主の特定の子会社が上記引受契約の締結日において保有している当社普通株式のうち2,871,800株を上限とする売付等、ロックアップ対象株主に対し担保として差し入れられている当社普通株式の売付、ロックアップ対象株主が信託勘定において保有する当社普通株式の売付、並びにロックアップ対象株主が委託者となる金銭の信託において保有する当社普通株式の売付等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、オーバーアロットメントによる売出し、本件第三者割当増資による当社普通株式の発行、株式分割に伴う当社株式の発行及び上記「三菱自動車 資本再構築プラン」に従い行われる当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づく当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、23,250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年1月7日（火）開催の取締役会において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式23,250,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年2月25日（火）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年2月18日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 23,250,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価格と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成26年2月24日（月） |

(6) 払込期日 平成26年 2 月 25 日（火）

(7) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成26年 1 月 22 日（水）の場合、「平成26年 1 月 25 日（土）から平成26年 2 月 18 日（火）までの間」
 - ② 発行価格等決定日が平成26年 1 月 23 日（木）の場合、「平成26年 1 月 28 日（火）から平成26年 2 月 18 日（火）までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が平成26年 1 月 24 日（金）の場合、「平成26年 1 月 29 日（水）から平成26年 2 月 18 日（火）までの間」
- となります。

4 当社優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による、当社普通株式の交付について

本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、その直接又は間接に保有する当社優先株式の全部又は一部について当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して、当社普通株式を取得することを予定しております。詳細は後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について ③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」をご参照下さい。

第二部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日） 平成25年 6 月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第 1 四半期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日） 平成25年 8 月 9 日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第 2 四半期（自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年 1 月 7 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6 月27日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年 1 月 7 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 12月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成26年 1 月 7 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 1 月 7 日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本 6 の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出される。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（平成26年1月7日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、それぞれ一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本訂正発行登録書提出日（平成26年1月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項也没有せん。

「対処すべき課題」

今後を展望すると、自動車業界を取り巻く事業環境は、短期的には超円高の是正や低迷していた欧州経済の底打ちなど、明るい兆しも見られる一方で、米国の財政・金融問題を巡る混乱や新興国経済の変調といった先行きの不透明感も拭えない状況の中、中長期的には新興国市場の成長と成熟国市場の停滞、更なる世界的な競争激化など、引き続き大きな変化が見込まれる。

このような事業環境の中で、当社は、平成25年11月6日に、(i)今後の当社グループの成長を目指し、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「ニューステージ2016」（以下「新中期経営計画」という。）、及び(ii)継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的として、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」又は「資本再構築プラン」という。）を策定した。

(1) 中期経営計画「ニューステージ2016」について

当社は、新中期経営計画において、「戦略商品投入による売上高の増大」、「三菱自動車らしさの追求」、「アセアン地域の生産体制強化」、「新興国に強みを持つSUV系ブランドの確立」、「協業を通じた経営リソースの有効活用」の5つを基本方針とし、更なる成長を目指して、以下の諸施策に取り組んでいく。

① 戦略商品投入による売上高の増大

当社グループ全世界の売上の大半を占めるピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種を戦略商品と位置づけ、このうち当社の基幹車種と言える『トライトン』・『パジェロスポーツ』について、それぞれ平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入することを計画している。この他、新型『RVR』、新型『デリカD:5』、新型『パジェロ』の開発や、プラグインハイブリッドEV車両の展開拡大に向けた技術開発なども進めており、これらの戦略商品・技術を平成27年度以降、順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定である。

② 次世代技術開発の推進

当社は、「環境への貢献」、「走る歓び」、「確かな安心」を技術展開における3本柱に掲げており、このコンセプトのもと次世代技術開発を推進する。具体的には、(i)電動車両生産比率の向上、(ii)走行性能と環境性能を両立する次世代エンジンの開発、(iii)四輪駆動の統合制御技術『S-AWC』や先進予防安全技術『e-Assist』などの進化と展開車種の拡大、(iv)スマートフォンを介してクルマをインターネットにつなぐコネクテッドカー技術の採用を通じたクルマのIT化等の諸施策を講じることにより、引き続き次世代技術開発を推進していく。

③ 地域戦略の深掘り

当社グループがこれまで取り組んできた新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化させ、アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進させる。また、成熟国事業の構造改革を、新興国事業の強化とともに車の両輪と捉え、成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速させる。

④ 事業構造の改革

当社は、事業構造の改革を積極的に進めることで、コストの抜本的な改善に取り組む予定である。具体的には、需要の伸びが見込まれる新興市場での生産を拡大させる一方、成熟国での生産能力の適正化や、国内工場では効率化・新世代化を進めることでグローバルでの生産能力の最適バランスの実現を目指す。一方で、日本においても、日産自動車との軽自動車の企画・開発合弁会社であるNMKVにおけるプロジェクトを通じて、軽自動車生産拠点の稼働率向上を進めており、今後も積極的に、協業を通じた経営リソースの有効活用を図っていく。また、カーラインの整理・統合等によるコスト削減を進める。さらに、当社グループ全体で、トータルコストの低減に向けた活動も継続する。

⑤ 安定した経営基盤の確保

上記の各施策を実行するため、更なる新興市場での体制強化や、商品力を高めるための先行研究、環境対応などの先端技術開発を推進すべく、積極的に設備投資を実施し、研究開発費を投入する計画である。また、他自動車メーカーとの協業を通じて収益機会を追求するとともに、経営リソースの有効活用を図っていく。

⑥ 品質改革への取り組み

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指し、当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力していく。

これらの諸施策への取り組みを通じて、当社グループの更なる競争力向上を図り、着実な成長軌道に乗せるべく努めていく。

なお、当社グループは全ての事業活動を行うにあたり、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

(2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成16年に事業再生を開始して以来、業績及び財務体質の改善に取り組んできたが、十分な分配可能額がなく、また、優先株式に対する潜在的な優先配当負担に鑑み、普通株主に対して剰余金の配当を行うことができず、さらに、優先株式の普通株式への転換により普通株式の希薄化が生じる可能性があることも、当社が普通株主への利益還元を推進する上での障害となっている。なお、優先株式に対しては、これまで優先配当の支払実績はない。

今般、当社は、これまでの取り組みの結果、当社の事業基盤・収益性の強化及び財務体質の改善に一定の進捗が見られたことを踏まえ、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」という。）を実施し、その発行手取金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価格で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的とする本プランを策定した。

本プランの実施に関し、当社は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「本優先株主」という。）との間で、以下に記載された内容が規定された資本政策に関する覚書を締結している。

平成26年1月7日現在の本プランの内容は、以下のとおりである。

① 公募増資の実施

当社は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）並びに普通株式、第1回A種及び第1回乃至第4回G種優先株式に係る各種株主総会（以下、併せて「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本臨時株主総会等」という。）で当社提案の議案が全て可決されたことから、平成26年1月7日開催の取締役会において、本公募増資及びこれに付随するグリーン・オプションの行使による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて

「本増資」という。)を行うことを決議した。

② 資本金等の額の減少

当社は、平成25年12月26日開催の取締役会において、本増資の各払込期日と同日付にて、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議した（以下、かかる資本金及び資本準備金の額の減少を「本資本金等の額の減少」という。）。

③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使

本公募増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、(a)当社は、取得される各種の優先株式の数に、下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載される各種の優先株式1株あたりの取得価格（発行価額からディスカウントした価格となっている。）を乗じた額の合計が、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より取得可能な最大数の優先株式を取得し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は当該優先株式を当社に譲り渡す予定である。

また、(b)株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定である。具体的には、株主3社は、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、(i)本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)完全子会社（以下「三菱重工業子会社」という。）を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれその保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、(iii)上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記のとおり普通株式に転換する予定である。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定である。また、当社及び三菱重工業は、平成25年12月11日に三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結している。仮に株主3社が、本増資後に当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満の範囲で直接又は間接に保有することとなるように、その保有する優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合には、当該取得請求権の行使により最大で139,229,300株の普通株式が交付される見込みであり、その場合の当社発行済普通株式数は最大で1,003,123,274株となる見込みである。

当社は、(c)本優先株主との間で、各本優先株主が、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、その保有する（三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社において保有する）当社優先株式について、譲渡等の処分を行わず、優先株式については普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこと、(d)三菱重工業との間で、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、自ら又は三菱重工業子会社において保有する当社普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。これにより、三菱重工業は、当社の新中期経営計画期間中、基本的に当社を持分法適用関連会社として維持・継続する予定である。

また、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、本プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項（詳細は下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」を参照されたい。）により取得することを合意している。

④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議

本プランを実施する前提として、当社は、平成25年12月26日開催の本臨時株主総会等において、(a)発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を12億5,000万株から15億7,500万株へそれぞれ変更する定款の一部変更、(b)優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（(i)優先配当金額の減額（各優先株式

1株につき50,000円から20,000円への引下げ）、(ii)転換請求権の転換可能期間の変更（平成26年6月30日までは毎営業日転換可能とする）、(iii)転換価額の変更（平成26年6月30日までは、本公募増資の払込金額の決定日における終値（但し、定款変更前と同様の下記上限転換価額及び下限転換価額に服する。）に修正される。）、及び(iv)平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間、上記③(a)のとおり本プランに従い取得される場合と同一の1株あたり取得価格の金銭を対価とする金銭対価の取得条項の新設）、並びに(c)以下の内容の優先株式の取得（詳細は上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）を行うことを決議した。なお、上記(b)の定款の一部変更については、当社が平成26年6月末日までの最初に行う本公募増資の払込みを条件として、本公募増資の払込期日にその効力が生じるものとされている。

<上限転換価額及び下限転換価額>

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

<優先株式の取得についての議案の内容>

取得する株式の種類	取得価格の総額 (上限)	取得株式数 (上限)	1株あたり取得価格 ^(注)	発行価額からの ディスカウント率
第1回A種優先株式	358億7,000万円	42,200株	850,000円	(15%)
第1回G種優先株式	1,105億円	130,000株	850,000円	(15%)
第2回G種優先株式	1,128億2,331万円	168,393株	670,000円	(33%)
第3回G種優先株式	70億3,800万円	10,200株	690,000円	(31%)
第4回G種優先株式	186億円	30,000株	620,000円	(38%)

(注) 当社は、第三者評価機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から「優先株式価値分析報告書」を取得しており、取得価格は、かかる報告書の算定結果の価格レンジに入っている。

当社が優先株式を取得することができる期間：本臨時株主総会等終結の日から平成26年6月30日まで

但し、株主3社は、上記のとおり、その保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使する予定であり、これにより、当社が取得することとなる優先株式の数は上記の取得株式数の上限よりも少なくなる予定である。

当社は、本プランに基づく上記諸施策を実施することにより、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指す。

さらに、現時点での当社の希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたと仮定した場合）は約12.42億株であるが、本プランの実施（本公募増資及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行）により、これを減少させることができる見込みである（注）。本プランでは、普通株式の発行により優先株式の取得資金を調達するため、自己資本を減少させずに当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、これにより今後の成長戦略から得られる利益を普通株主に還元することが可能となる。

(注) 本プランの実施後も優先株式の一部が残存する可能性があるが、本優先株主との間で、上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の

行使」のとおり、本優先株主による優先株式の譲渡等の処分及び普通株式を対価とする取得請求権の行使が制限され、また、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当社が平成29年6月末日までに当該優先株式の全部を金銭対価の取得条項により取得することとされていることから、上記のとおり見込んでいるものである。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

(1) 国内外の経済情勢及び社会情勢の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本のほか、当社グループの今後の地域戦略の中心を担うアセアン諸国その他の新興市場国等の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、海外市場における事業展開には、法制や税制の変更、政治・経済情勢の変化、インフラの未整備、人材確保の困難性、テロ等の非常事態、伝染病の流行等といったリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 自動車業界の競争激化の影響

自動車業界は過剰生産能力等を背景として、世界的な競争が熾烈化しており、価格競争などにより販売インセンティブや効果的な広告宣伝活動が販売促進及びマーケットシェアの維持に不可欠になっている。こうした価格競争や販売インセンティブ等の増加は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループが競争力の維持強化に向けた施策を今後効果的に講じることができない場合には、製品の需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(3) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、当該各地で大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、当社グループ又はその取引先の操業の中断等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 法規制等の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、当社グループが当該法規制に適応し又はこれを遵守できない場合、またそれにより制裁を受けた場合、改正・強化された新たな規制への適応又は遵守のために多額の費用が生じる場合などは当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 製品の原価変動の影響

当社グループは、多数の取引先から原材料及び部品等を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(6) 為替変動の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(7) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高（短期借入金及び長期借入金の合計額）は、平成25年9月末時点で2,816億円であり、同日時点での当社の連結現預金残高は3,297億円であるため、その影響は一部軽減されるものの、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動により当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(8) 計画前提と現実との相違等により中期経営計画における目標を達成できない場合の影響

当社グループは、中期経営計画を策定し、中期的な事業戦略を定めているが、中期経営計画の前提が現実と異なることとなった場合、また、本項記載の他のリスクが顕在化した等の場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(9) 製品の品質・安全性の影響

当社グループによる製品の品質向上及び安全性の確保の努力にかかわらず、製品の欠陥又は不具合によるリコール又は改善対策等が大規模なものとなり、又は大規模な製造物責任を追及された場合には、多額の費用負担、当社製品への評価及び需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(10) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、ユーザー、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、現時点で係争中の法的手続に対する判決等が当社グループの主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd（以下「原告」という。）から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて原告の請求を却下する旨の判決があったが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審に係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

(11) 他企業との提携の影響

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情、提携先との協議の不調等、当社グループの管理できない要因により、提携の目的を十分に達成できない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(12) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をもったものをより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合又は適時に競争力のある価格で調達ができない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(13) 顧客、取引先等の信用リスクの影響

当社グループは、顧客や、販売業者、金融事業によるリース先等の取引先の信用リスクを有している。かかる信用リスクに基づく損失が当社グループの想定を上回る場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(14) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウ等の知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権侵害のために製造販売の中止、賠償金支払、当社製品への評価及び需要の低下等が生じた場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(15) 情報技術及び情報セキュリティの影響

当社グループの運営や製品等に利用する情報技術及びネットワークやシステムについては、ハッカーやコンピュータウィルスによる攻撃、不正使用やインフラ障害等により支障を来すおそれがあり、その結果、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社グループは、個人情報を含むグループ内外の機密情報を保有しており、当該情報が不正に外部に流出した場合、当社グループの社会的信用及び経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(16) 普通株式及び優先株式の発行並びに資本再構築プランによる影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年6月発行の第2回A種優先株式、平成16年7月発行の第1回乃至第3回B種優先株式及び第3回A種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しており、残る第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式については資本再構築プランの実施により可能な限り全て消却することを目指す、その全てを消却できない場合には、将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。但し、当社は、第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の株主である本優先株主との間で、資本再構築プランによる場合を除き、本優先株主が（三菱重工業については自ら及び三菱重工業子会社をして）第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の取得請求権を平成29年6月末日までの間行使しないことを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について」「③当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。また、資本再構築プランにおいて予定されている本増資及び優先株式の転換等により普通株式が発行された場合、当社普通株式の希薄化が生じるため、株価に影響を及ぼす可能性がある。資本再構築プランの実行後も、株主3社合計の議決権比率を34%以上35%未満とし、同時に当社は引き続き三菱重工業の持分法適用関連会社である予定だが、株主3社の利害が当社の他の株主の利害と一致する保証はない。なお、株主3社の全部又は一部が、将来のある時点において、当社の議決権の全部又は一部を有しなくなる可能性もある。さらに、資本再構築プランにおける公募等による増資の実施後も三菱重工業を除く本優先株主の全部又は一部が優先株式を保有し続ける可能性があり、その場合には、一定の重要な事項について種類株主による種類株主総会の決議が必要となり、三菱重工業を除く本優先株主が当該事項について事実上拒否権を有することとなるほか、当社は、当社普通株式に対する配当に先立ち、優先配当を行う必要がある。但し、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、資本再構築プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項により取得することを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について」「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。なお、優先配当あるいは金銭対価の取得条項による優先株式の取得が行われた場合は、当社普通株式への配当に影響を及ぼす可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱自動車工業株式会社 本店
（東京都港区芝五丁目33番8号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三菱自動車工業株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 益子 修

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

646,839百万円

(参考)

(平成23年5月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
96円	×	5,537,956,840株 = 531,643百万円

(平成24年5月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
77円	×	5,537,956,840株 = 426,422百万円

(平成25年5月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
159円	×	6,178,939,745株 = 982,451百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、当社、連結子会社48社、持分法適用関連会社23社（平成25年11月30日現在）で構成されている。当社グループは自動車及びその部品の開発、生産、販売、金融事業を行っており、開発は当社が中心となって行っている。

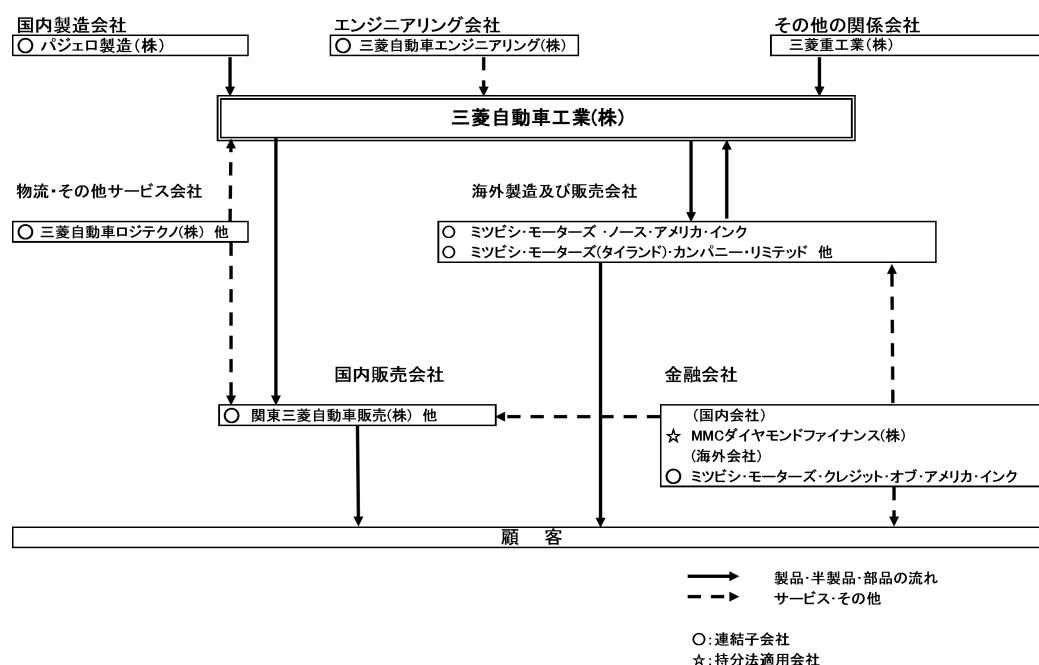
国内においては、普通・小型乗用車、軽自動車を当社が生産しているほか、一部スポーツ・ユーティリティ・ビークル（パジェロ等）をパジェロ製造株式会社が生産しており、関東三菱自動車販売株式会社等の当社製品販売会社が販売を行っている。このほか三菱自動車エンジニアリング株式会社が当社製品の開発の一部を、三菱自動車ロジテクノ株式会社が当社製品の国内輸送並びに新車点検や整備の一部を行っている。

海外においては、北米ではミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）、タイではミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）が生産・販売事業を行なっている。

また金融事業としては、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社及びミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク（米国）が自動車のリース事業、販売金融等の事業を行っている。

以上述べた内容の系統図は以下のとおりである。

（系統図）※主な会社のみ記載



２．主要な経営指標等の推移

(1) 最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高	百万円	1,973,572	1,445,616	1,828,497	1,807,293	1,815,113
経常損益	百万円	△14,926	12,980	38,949	60,904	93,903
当期純損益	百万円	△54,883	4,758	15,621	23,928	37,978
包括利益	百万円	—	—	17,372	20,556	88,459
純資産額	百万円	223,024	234,478	248,092	265,620	351,227
総資産額	百万円	1,138,009	1,258,669	1,312,511	1,321,306	1,452,809
1株当たり純資産額	円	△40.47	△38.54	△35.90	△32.61	△9.21
1株当たり当期純損益金額	円	△9.91	0.86	2.82	4.32	6.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	0.51	1.66	2.40	3.71
自己資本比率	%	18.76	17.81	18.19	19.45	23.42
自己資本利益率	%	△20.70	2.17	6.75	9.65	12.72
株価収益率	倍	—	147.85	36.17	21.76	14.84
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△93,335	100,716	103,811	119,386	172,227
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△94,789	△22,325	△52,590	△69,069	△114,327
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△4,983	30,881	5,037	△52,579	△8,310
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	154,666	263,453	316,464	310,993	361,167
従業員数（年度末） （外 臨時従業員数）	人	31,905 (1,436)	31,003 (4,385)	30,709 (4,109)	30,777 (5,268)	29,822 (5,412)

（注）１．売上高は、消費税等を含んでいない。

２．従業員数は就業人員を表示している。

３．平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

(2) 提出会社の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高	百万円	1, 492, 179	1, 148, 847	1, 472, 198	1, 427, 599	1, 383, 389
経常損益	百万円	△16, 933	△26, 076	△2, 887	19, 642	75, 290
当期純損益	百万円	△71, 681	△35, 684	△5, 560	20, 930	38, 696
資本金	百万円	657, 350	657, 355	657, 355	657, 355	657, 355
発行済株式総数	千株	5, 537, 898	5, 537, 956	5, 537, 956	5, 537, 956	6, 080, 900
純資産額	百万円	148, 688	117, 268	116, 671	138, 890	170, 789
総資産額	百万円	819, 991	966, 890	964, 681	973, 693	982, 418
1 株当たり純資産額	円	△52. 17	△57. 84	△57. 95	△53. 94	△37. 08
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配 当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純損 益金額	円	△12. 94	△6. 44	△1. 00	3. 78	6. 73
潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	2. 10	3. 78
自己資本比率	%	18. 13	12. 13	12. 09	14. 26	17. 38
自己資本利益率	%	—	—	—	16. 38	24. 99
株価収益率	倍	—	—	—	24. 87	14. 56
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外 臨時従業員数)	人	12, 664 (782)	12, 831 (1, 934)	12, 666 (1, 954)	12, 720 (1, 506)	12, 773 (804)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 平成20年度、平成21年度及び平成22年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

株式売出目論見書

平成26年 1 月



MITSUBISHI MOTORS

三菱自動車工業株式会社

この株式売出目論見書により行う株式24,499,455,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年1月8日から、発行価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成26年1月22日から平成26年1月24日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記有価証券届出書及びその訂正届出書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された第三者割当による新株式発行に関し、また上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された海外市場における株式の募集に関し、それぞれ提出されるものです。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受手数料をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]

http://www.mitsubishi-motors.com/publish/ir_jp/irnews/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に発行登録書の記載内容について訂正が行われ又は株式売出目論見書（株式売出目論見書の訂正事項分を含む。）の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。

株式売出目論見書

売出価格 未定

三菱自動車工業株式会社

東京都港区芝五丁目33番8号

目 次

頁

【表紙】

(株価情報等)

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	3
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	4
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	7
第二部 【公開買付けに関する情報】	8
第三部 【参照情報】	8
第1 【参照書類】	8
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	15
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	16
第五部 【特別情報】	16
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	17
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	18

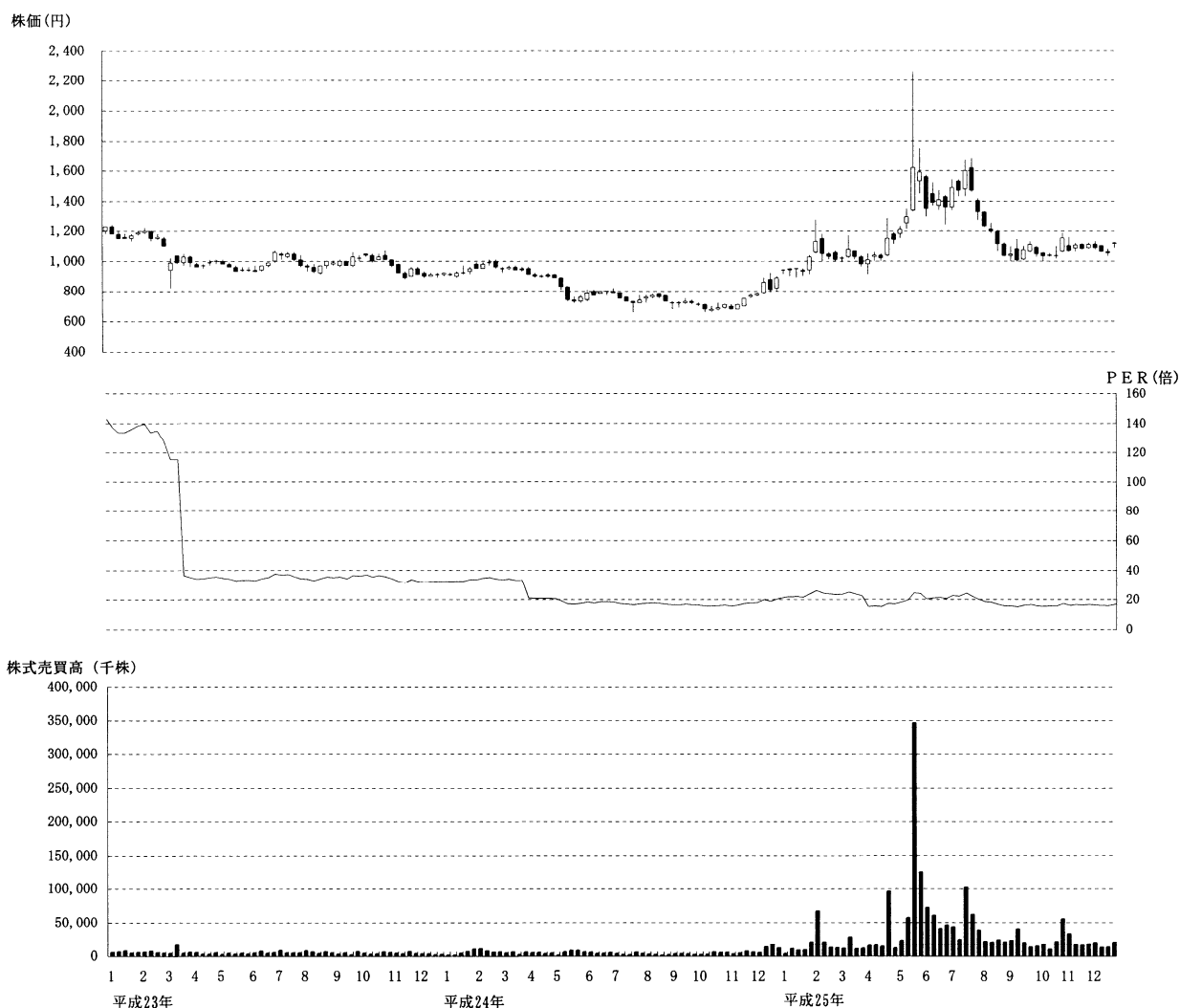
【表紙】

【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	オーバーアロットメントによる売出し 24,499,455,000円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年12月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	- 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 - 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年1月4日から平成25年12月27日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は、平成25年7月31日を基準日とし、平成25年8月1日を効力発生日として、普通株式につき10株を1株の割合で併合する株式併合を行っておりますので、株価、P E R及び株式売買高(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式併合を考慮したものとしております。
- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式併合の権利落ち前の株価については、当該株価に10を乗じて得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・週末の終値については、当該株式併合の権利落ち前は当該終値に10を乗じて得た数値を週末の終値としております。

- ・ 1株当たりの当期純利益は、以下の値を使用しております。

平成23年1月4日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

平成25年4月1日から平成25年12月27日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益に10を乗じて得た数値を使用。

- 4 株式売買高について、当該株式併合の権利落ち前は当該株式売買高を10で除して得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月7日から平成25年12月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者） の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割合 （％）
三菱重工業株式会社	平成25年11月6日	平成25年11月13日	変更報告書 (注) 1、2	94,452,562	15.15
株式会社田町ビル				998,000	0.16
三菱商事株式会社				87,253,220	14.00
株式会社三菱東京UFJ銀行				30,488,709	4.89
三菱UFJ信託銀行株式会社				21,861,421	3.51
三菱UFJ投信株式会社				1,246,500	0.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				1,702,272	0.27

(注) 1 三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。

- 2 当該変更報告書は、共同保有者の増加により提出されたものであります。

- 3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	23,250,000株 (注) 2	24,499,455,000 (注) 6	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(注) 1 本書により行う売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）とは別に、平成26年1月7日（火）開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）及び海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）を行うことを決議しております。国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

2 オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受手数料をいう。以下同じ。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.mitsubishi-motors.com/publish/ir_jp/irnews/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に発行登録書の記載内容について訂正が行われ又は株式売出目論見書（株式売出目論見書の訂正事項分を含む。）の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。

3 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式23,250,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行います。

- 4 国内一般募集及び海外募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 6 売価額の総額は、平成25年12月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 1月27日(月) 至 平成26年 1月28日(火) (注) 2	100株	1株につき 売価額と 同一の金額	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社の本店及び 全国各支店	—	—

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年1月22日（水）から平成26年1月24日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される国内一般募集における発行価格と同一の価格といたします。

- 2 株式の受渡期日は、平成26年2月3日（月）であります。

申込期間及び受渡期日については、国内一般募集の申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一であり、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、国内一般募集の申込期間及び受渡期日が需要状況等を勘案した上で繰り上げられ、それに応じて繰り上がる場合があります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年1月16日（木）から平成26年1月24日（金）までを予定しておりますが、実際の売価額等の決定期間は、平成26年1月22日（水）から平成26年1月24日（金）までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成26年1月22日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年1月23日（木）至 平成26年1月24日（金）」、受渡期日は「平成26年1月30日（木）」
- ② 発行価格等決定日が平成26年1月23日（木）の場合、申込期間は「自 平成26年1月24日（金）至 平成26年1月27日（月）」、受渡期日は「平成26年1月31日（金）」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年1月24日（金）の場合は、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 4 申込証拠金には、利息をつけません。

- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しとは別に、当社普通株式の日本国内における募集（国内一般募集）が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社の買取引受けにより、また、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）が、Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International及びNomura International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより、それぞれ行われます。また、当社は海外引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

公募による新株式発行の発行株式総数は217,750,000株であり、国内一般募集株数157,500,000株及び海外募集株数60,250,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数52,500,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数7,750,000株）を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

なお、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターはモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。

また、海外募集にあたり、海外の投資家向けには英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社の優先株式を保有し当社普通株主である、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「ロックアップ対象株主」という。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該締結日から起算して365日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の売付等及び当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使（ただし、後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」記載の「三菱自動車 資本再構築プラン」に従いロックアップ対象株主により行われる当社優先株式に付された取得請求権の行使、当社優先株式の譲渡及び当社優先株式を出資財産とする匿名組合出資、オーバーアロットメントによる売出しに充てるためにロックアップ対象株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し行われる当社普通株式の貸付、ロックアップ対象株主の特定の子会社が上記引受契約の締結日において保有している当社普通株式のうち2,871,800株を上限とする売付等、ロックアップ対象株主に対し担保として差し入れられている当社普通株式の売付、ロックアップ対象株主が信託勘定において保有する当社普通株式の売付、並びにロックアップ対象株主が委託者となる金銭の信託において保有する当社普通株式の売付等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、オーバーアロットメントによる売出し、本件第三者割当増資による当社普通株式の発行、株式分割に伴う当社株式の発行及び上記「三菱自動車 資本再構築プラン」に従い行われる当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づく当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、23,250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年1月7日（火）開催の取締役会において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式23,250,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年2月25日（火）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年2月18日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 23,250,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価格と同一の金額とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成26年2月24日（月） |

(6) 払込期日 平成26年 2 月25日 (火)

(7) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成26年 1 月22日 (水) の場合、「平成26年 1 月25日 (土) から平成26年 2 月18日 (火) までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成26年 1 月23日 (木) の場合、「平成26年 1 月28日 (火) から平成26年 2 月18日 (火) までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年 1 月24日 (金) の場合、「平成26年 1 月29日 (水) から平成26年 2 月18日 (火) までの間」

となります。

4 当社優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による、当社普通株式の交付について

本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、その直接又は間接に保有する当社優先株式の全部又は一部について当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して、当社普通株式を取得することを予定しております。詳細は後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について ③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日） 平成25年 6 月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第 1 四半期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日） 平成25年 8 月 9 日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第 2 四半期（自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、平成26年 1 月 7 日までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6 月27日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、平成26年 1 月 7 日までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、平成26年 1 月 7 日までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 1 月 7 日に関東財務局長に提出
（注） なお、発行価格等決定日に本 6 の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出される。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、平成26年1月7日までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」についてそれぞれ一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、平成26年1月7日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項也没有ありません。

「対処すべき課題」

今後を展望すると、自動車業界を取り巻く事業環境は、短期的には超円高の是正や低迷していた欧州経済の底打ちなど、明るい兆しも見られる一方で、米国の財政・金融問題を巡る混乱や新興国経済の変調といった先行きの不透明感も拭えない状況の中、中長期的には新興国市場の成長と成熟国市場の停滞、更なる世界的な競争激化など、引き続き大きな変化が見込まれる。

このような事業環境の中で、当社は、平成25年11月6日に、(i)今後の当社グループの成長を目指し、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「ニューステージ2016」（以下「新中期経営計画」という。）、及び(ii)継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的として、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」又は「資本再構築プラン」という。）を策定した。

(1) 中期経営計画「ニューステージ2016」について

当社は、新中期経営計画において、「戦略商品投入による売上高の増大」、「三菱自動車らしさの追求」、「アセアン地域の生産体制強化」、「新興国に強みを持つSUV系ブランドの確立」、「協業を通じた経営リソースの有効活用」の5つを基本方針とし、更なる成長を目指して、以下の諸施策に取り組んでいく。

① 戦略商品投入による売上高の増大

当社グループ全世界の売上の大半を占めるピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種を戦略商品と位置づけ、このうち当社の基幹車種と言える『トライトン』・『パジェロスポーツ』について、それぞれ平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入することを計画している。この他、新型『RVR』、新型『デリカD:5』、新型『パジェロ』の開発や、プラグインハイブリッドEV車両の展開拡大に向けた技術開発なども進めており、これらの戦略商品・技術を平成27年度以降、順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定である。

② 次世代技術開発の推進

当社は、「環境への貢献」、「走る歓び」、「確かな安心」を技術展開における3本柱に掲げており、このコンセプトのもと次世代技術開発を推進する。具体的には、(i)電動車両生産比率の向上、(ii)走行性能と環境性能を両立する次世代エンジンの開発、(iii)四輪駆動の統合制御技術『S-AWC』や先進予防安全技術『e-Assist』などの進化と展開車種の拡大、(iv)スマートフォンを介してクルマをインターネットにつなぐコネクテッドカー技術の採用を通じたクルマのIT化等の諸施策を講じることにより、引き続き次世代技術開発を推進していく。

③ 地域戦略の深掘り

当社グループがこれまで取り組んできた新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化させ、アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進させる。また、成熟国事業の構造改革を、新興国事業の強化とともに車の両輪と捉え、成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速させる。

④ 事業構造の改革

当社は、事業構造の改革を積極的に進めることで、コストの抜本的な改善に取り組む予定である。具体的には、需要の伸びが見込まれる新興市場での生産を拡大させる一方、成熟国での生産能力の適正化や、国内工場では効率化・新世代化を進めることでグローバルでの生産能力の最適バランスの実現を目指す。一方で、日本においても、日産自動車との軽自動車の企画・開発合弁会社であるNMKVにおけるプロジェクトを通じて、軽自動車生産拠点の稼働率向上を進めており、今後も積極的に、協業を通じた経営リソースの有効活用を図っていく。また、カーラインの整理・統合等によるコスト削減を進める。さらに、当社グループ全体で、トータルコストの低減に向けた活動も継続する。

⑤ 安定した経営基盤の確保

上記の各施策を実行するため、更なる新興市場での体制強化や、商品力を高めるための先行研究、環境対応などの先端技術開発を推進すべく、積極的に設備投資を実施し、研究開発費を投入する計画である。また、他自動車メーカーとの協業を通じて収益機会を追求するとともに、経営リソースの有効活用を図っていく。

⑥ 品質改革への取り組み

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指し、当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力していく。

これらの諸施策への取り組みを通じて、当社グループの更なる競争力向上を図り、着実な成長軌道に乗せるべく努めていく。

なお、当社グループは全ての事業活動を行うにあたり、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

(2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成16年に事業再生を開始して以来、業績及び財務体質の改善に取り組んできたが、十分な分配可能額がなく、また、優先株式に対する潜在的な優先配当負担に鑑み、普通株主に対して剰余金の配当を行うことができず、さらに、優先株式の普通株式への転換により普通株式の希薄化が生じる可能性があることも、当社が普通株主への利益還元を推進する上での障害となっている。なお、優先株式に対しては、これまで優先配当の支払実績はない。

今般、当社は、これまでの取り組みの結果、当社の事業基盤・収益性の強化及び財務体質の改善に一定の進捗が見られたことを踏まえ、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」という。）を実施し、その発行手取金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価格で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的とする本プランを策定した。

本プランの実施に関し、当社は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「本優先株主」という。）との間で、以下に記載された内容が規定された資本政策に関する覚書を締結している。

平成26年1月7日現在の本プランの内容は、以下のとおりである。

① 公募増資の実施

当社は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）並びに普通株式、第1回A種及び第1回乃至第4回G種優先株式に係る各種株主総会（以下、併せて「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本臨時株主総会等」という。）で当社提案の議案が全て可決されたことから、平成26年1月7日開催の取締役会において、本公募増資及びこれに付随するグリーン・オプションの行使による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて

「本増資」という。)を行うことを決議した。

② 資本金等の額の減少

当社は、平成25年12月26日開催の取締役会において、本増資の各払込期日と同日付にて、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議した（以下、かかる資本金及び資本準備金の額の減少を「本資本金等の額の減少」という。）。

③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使

本公募増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、(a)当社は、取得される各種の優先株式の数に、下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載される各種の優先株式1株あたりの取得価格（発行価額からディスカウントした価格となっている。）を乗じた額の合計が、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より取得可能な最大数の優先株式を取得し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は当該優先株式を当社に譲り渡す予定である。

また、(b)株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定である。具体的には、株主3社は、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、(i)本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)完全子会社（以下「三菱重工業子会社」という。）を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれその保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、(iii)上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記のとおり普通株式に転換する予定である。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定である。また、当社及び三菱重工業は、平成25年12月11日に三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結している。仮に株主3社が、本増資後に当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満の範囲で直接又は間接に保有することとなるように、その保有する優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合には、当該取得請求権の行使により最大で139,229,300株の普通株式が交付される見込みであり、その場合の当社発行済普通株式数は最大で1,003,123,274株となる見込みである。

当社は、(c)本優先株主との間で、各本優先株主が、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、その保有する（三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社において保有する）当社優先株式について、譲渡等の処分を行わず、優先株式については普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこと、(d)三菱重工業との間で、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、自ら又は三菱重工業子会社において保有する当社普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。これにより、三菱重工業は、当社の新中期経営計画期間中、基本的に当社を持分法適用関連会社として維持・継続する予定である。

また、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、本プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項（詳細は下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」を参照されたい。）により取得することを合意している。

④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議

本プランを実施する前提として、当社は、平成25年12月26日開催の本臨時株主総会等において、(a)発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を12億5,000万株から15億7,500万株へそれぞれ変更する定款の一部変更、(b)優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（(i)優先配当金額の減額（各優先株式

1株につき50,000円から20,000円への引下げ）、(ii)転換請求権の転換可能期間の変更（平成26年6月30日までは毎営業日転換可能とする）、(iii)転換価額の変更（平成26年6月30日までは、本公募増資の払込金額の決定日における終値（但し、定款変更前と同様の下記上限転換価額及び下限転換価額に服する。）に修正される。）、及び(iv)平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間、上記③(a)のとおり本プランに従い取得される場合と同一の1株あたり取得価格の金銭を対価とする金銭対価の取得条項の新設）、並びに(c)以下の内容の優先株式の取得（詳細は上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）を行うことを決議した。なお、上記(b)の定款の一部変更については、当社が平成26年6月末日までの最初に行う本公募増資の払込みを条件として、本公募増資の払込期日にその効力が生じるものとされている。

<上限転換価額及び下限転換価額>

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

<優先株式の取得についての議案の内容>

取得する株式の種類	取得価格の総額 (上限)	取得株式数 (上限)	1株あたり取得価格 ^(注)	発行価額からの ディスカウント率
第1回A種優先株式	358億7,000万円	42,200株	850,000円	(15%)
第1回G種優先株式	1,105億円	130,000株	850,000円	(15%)
第2回G種優先株式	1,128億2,331万円	168,393株	670,000円	(33%)
第3回G種優先株式	70億3,800万円	10,200株	690,000円	(31%)
第4回G種優先株式	186億円	30,000株	620,000円	(38%)

(注) 当社は、第三者評価機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から「優先株式価値分析報告書」を取得しており、取得価格は、かかる報告書の算定結果の価格レンジに入っている。

当社が優先株式を取得することができる期間：本臨時株主総会等終結の日から平成26年6月30日まで

但し、株主3社は、上記のとおり、その保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使する予定であり、これにより、当社が取得することとなる優先株式の数は上記の取得株式数の上限よりも少なくなる予定である。

当社は、本プランに基づく上記諸施策を実施することにより、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指す。

さらに、現時点での当社の希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたと仮定した場合）は約12.42億株であるが、本プランの実施（本公募増資及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行）により、これを減少させることができる見込みである（注）。本プランでは、普通株式の発行により優先株式の取得資金を調達するため、自己資本を減少させずに当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、これにより今後の成長戦略から得られる利益を普通株主に還元することが可能となる。

(注) 本プランの実施後も優先株式の一部が残存する可能性があるが、本優先株主との間で、上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の

行使」のとおり、本優先株主による優先株式の譲渡等の処分及び普通株式を対価とする取得請求権の行使が制限され、また、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当社が平成29年6月末日までに当該優先株式の全部を金銭対価の取得条項により取得することとされていることから、上記のとおり見込んでいるものである。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

(1) 国内外の経済情勢及び社会情勢の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本のほか、当社グループの今後の地域戦略の中心を担うアセアン諸国その他の新興市場国等の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、海外市場における事業展開には、法制や税制の変更、政治・経済情勢の変化、インフラの未整備、人材確保の困難性、テロ等の非常事態、伝染病の流行等といったリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 自動車業界の競争激化の影響

自動車業界は過剰生産能力等を背景として、世界的な競争が熾烈化しており、価格競争などにより販売インセンティブや効果的な広告宣伝活動が販売促進及びマーケットシェアの維持に不可欠になっている。こうした価格競争や販売インセンティブ等の増加は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループが競争力の維持強化に向けた施策を今後効果的に講じることができない場合には、製品の需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(3) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、当該各地で大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、当社グループ又はその取引先の操業の中断等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 法規制等の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、当社グループが当該法規制に適応し又はこれを遵守できない場合、またそれにより制裁を受けた場合、改正・強化された新たな規制への適応又は遵守のために多額の費用が生じる場合などは当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 製品の原価変動の影響

当社グループは、多数の取引先から原材料及び部品等を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(6) 為替変動の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(7) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高（短期借入金及び長期借入金の合計額）は、平成25年9月末時点で2,816億円であり、同日時点での当社の連結現預金残高は3,297億円であるため、その影響は一部軽減されるものの、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動により当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(8) 計画前提と現実との相違等により中期経営計画における目標を達成できない場合の影響

当社グループは、中期経営計画を策定し、中期的な事業戦略を定めているが、中期経営計画の前提が現実と異なることとなった場合、また、本項記載の他のリスクが顕在化した等の場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(9) 製品の品質・安全性の影響

当社グループによる製品の品質向上及び安全性の確保の努力にかかわらず、製品の欠陥又は不具合によるリコール又は改善対策等が大規模なものとなり、又は大規模な製造物責任を追及された場合には、多額の費用負担、当社製品への評価及び需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(10) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、ユーザー、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、現時点で係争中の法的手続に対する判決等が当社グループの主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd（以下「原告」という。）から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて原告の請求を却下する旨の判決があったが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審に係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

(11) 他企業との提携の影響

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情、提携先との協議の不調等、当社グループの管理できない要因により、提携の目的を十分に達成できない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(12) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をもったものをより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合又は適時に競争力のある価格で調達ができない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(13) 顧客、取引先等の信用リスクの影響

当社グループは、顧客や、販売業者、金融事業によるリース先等の取引先の信用リスクを有している。かかる信用リスクに基づく損失が当社グループの想定を上回る場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(14) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウ等の知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権侵害のために製造販売の中止、賠償金支払、当社製品への評価及び需要の低下等が生じた場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(15) 情報技術及び情報セキュリティの影響

当社グループの運営や製品等に利用する情報技術及びネットワークやシステムについては、ハッカーやコンピュータウィルスによる攻撃、不正使用やインフラ障害等により支障を来すおそれがあり、その結果、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社グループは、個人情報を含むグループ内外の機密情報を保有しており、当該情報が不正に外部に流出した場合、当社グループの社会的信用及び経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(16) 普通株式及び優先株式の発行並びに資本再構築プランによる影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年6月発行の第2回A種優先株式、平成16年7月発行の第1回乃至第3回B種優先株式及び第3回A種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しており、残る第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式については資本再構築プランの実施により可能な限り全て消却することを目指す、その全てを消却できない場合には、将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。但し、当社は、第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の株主である本優先株主との間で、資本再構築プランによる場合を除き、本優先株主が（三菱重工業については自ら及び三菱重工業子会社をして）第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の取得請求権を平成29年6月末日までの間行使しないことを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について」「③当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。また、資本再構築プランにおいて予定されている本増資及び優先株式の転換等により普通株式が発行された場合、当社普通株式の希薄化が生じるため、株価に影響を及ぼす可能性がある。資本再構築プランの実行後も、株主3社合計の議決権比率を34%以上35%未満とし、同時に当社は引き続き三菱重工業の持分法適用関連会社である予定だが、株主3社の利害が当社の他の株主の利害と一致する保証はない。なお、株主3社の全部又は一部が、将来のある時点において、当社の議決権の全部又は一部を有しなくなる可能性もある。さらに、資本再構築プランにおける公募等による増資の実施後も三菱重工業を除く本優先株主の全部又は一部が優先株式を保有し続ける可能性があり、その場合には、一定の重要な事項について種類株主による種類株主総会の決議が必要となり、三菱重工業を除く本優先株主が当該事項について事実上拒否権を有することとなるほか、当社は、当社普通株式に対する配当に先立ち、優先配当を行う必要がある。但し、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、資本再構築プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項により取得することを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について」「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。なお、優先配当あるいは金銭対価の取得条項による優先株式の取得が行われた場合は、当社普通株式への配当に影響を及ぼす可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱自動車工業株式会社 本店
（東京都港区芝五丁目33番8号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三菱自動車工業株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 益子 修

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

554,911百万円

(参考)

(平成23年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
105円	× 5,537,956,840株	= 581,485百万円

(平成24年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
69円	× 5,787,114,166株	= 399,310百万円

(平成25年10月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,098円	× 622,893,974株	= 683,937百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、当社、連結子会社48社、持分法適用関連会社23社（平成25年11月30日現在）で構成されている。当社グループは自動車及びその部品の開発、生産、販売、金融事業を行っており、開発は当社が中心となって行っている。

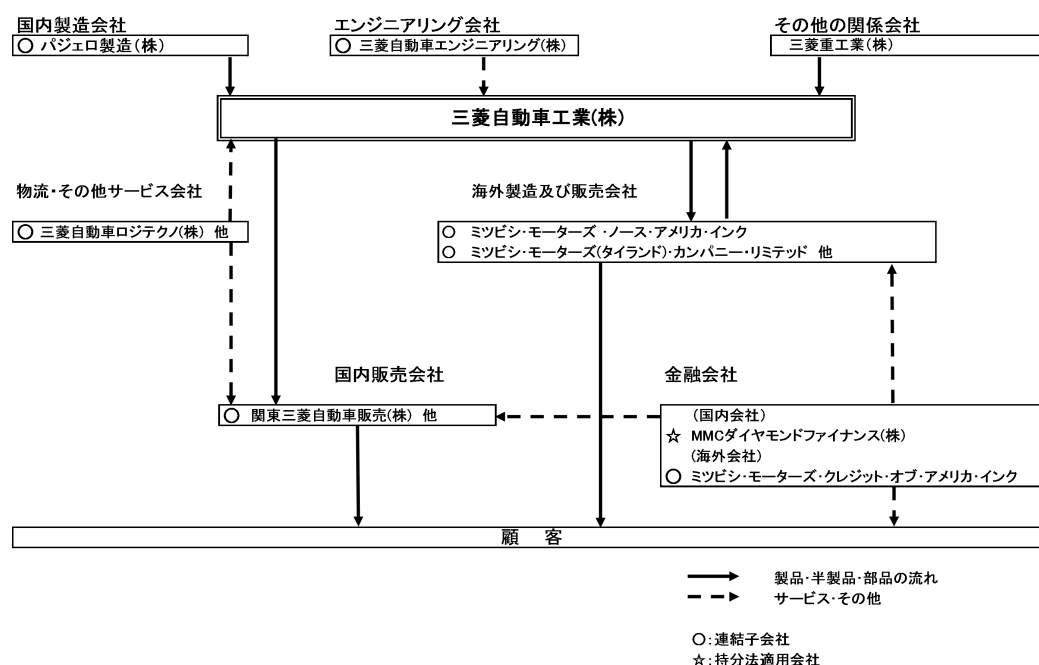
国内においては、普通・小型乗用車、軽自動車を当社が生産しているほか、一部スポーツ・ユーティリティ・ビークル（パジェロ等）をパジェロ製造株式会社が生産しており、関東三菱自動車販売株式会社等の当社製品販売会社が販売を行っている。このほか三菱自動車エンジニアリング株式会社が当社製品の開発の一部を、三菱自動車ロジテクノ株式会社が当社製品の国内輸送並びに新車点検や整備の一部を行っている。

海外においては、北米ではミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）、タイではミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）が生産・販売事業を行なっている。

また金融事業としては、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社及びミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク（米国）が自動車のリース事業、販売金融等の事業を行っている。

以上述べた内容の系統図は以下のとおりである。

（系統図）※主な会社のみ記載



２．主要な経営指標等の推移

(1) 最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高	百万円	1,973,572	1,445,616	1,828,497	1,807,293	1,815,113
経常損益	百万円	△14,926	12,980	38,949	60,904	93,903
当期純損益	百万円	△54,883	4,758	15,621	23,928	37,978
包括利益	百万円	—	—	17,372	20,556	88,459
純資産額	百万円	223,024	234,478	248,092	265,620	351,227
総資産額	百万円	1,138,009	1,258,669	1,312,511	1,321,306	1,452,809
1株当たり純資産額	円	△40.47	△38.54	△35.90	△32.61	△9.21
1株当たり当期純損益金額	円	△9.91	0.86	2.82	4.32	6.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	0.51	1.66	2.40	3.71
自己資本比率	%	18.76	17.81	18.19	19.45	23.42
自己資本利益率	%	△20.70	2.17	6.75	9.65	12.72
株価収益率	倍	—	147.85	36.17	21.76	14.84
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△93,335	100,716	103,811	119,386	172,227
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△94,789	△22,325	△52,590	△69,069	△114,327
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△4,983	30,881	5,037	△52,579	△8,310
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	154,666	263,453	316,464	310,993	361,167
従業員数（年度末） （外 臨時従業員数）	人	31,905 (1,436)	31,003 (4,385)	30,709 (4,109)	30,777 (5,268)	29,822 (5,412)

（注）１．売上高は、消費税等を含んでいない。

２．従業員数は就業人員を表示している。

３．平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

(2) 提出会社の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高	百万円	1, 492, 179	1, 148, 847	1, 472, 198	1, 427, 599	1, 383, 389
経常損益	百万円	△16, 933	△26, 076	△2, 887	19, 642	75, 290
当期純損益	百万円	△71, 681	△35, 684	△5, 560	20, 930	38, 696
資本金	百万円	657, 350	657, 355	657, 355	657, 355	657, 355
発行済株式総数	千株	5, 537, 898	5, 537, 956	5, 537, 956	5, 537, 956	6, 080, 900
純資産額	百万円	148, 688	117, 268	116, 671	138, 890	170, 789
総資産額	百万円	819, 991	966, 890	964, 681	973, 693	982, 418
1 株当たり純資産額	円	△52. 17	△57. 84	△57. 95	△53. 94	△37. 08
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配 当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純損 益金額	円	△12. 94	△6. 44	△1. 00	3. 78	6. 73
潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	2. 10	3. 78
自己資本比率	%	18. 13	12. 13	12. 09	14. 26	17. 38
自己資本利益率	%	—	—	—	16. 38	24. 99
株価収益率	倍	—	—	—	24. 87	14. 56
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外 臨時従業員数)	人	12, 664 (782)	12, 831 (1, 934)	12, 666 (1, 954)	12, 720 (1, 506)	12, 773 (804)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 平成20年度、平成21年度及び平成22年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

